

令和7年度 第2回 甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 14:00~15:00
2. 開催場所 甲賀市役所 3階 会議室301
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 13人
被保険者代表 : 奥村委員、吉田委員、吉川委員、
奥山委員
保険医、保険薬剤師代表 : 中西委員、村木(信)委員、
渡邊委員
公益代表 : 池本委員、辻委員、西田委員、
村木(育)委員
被用者保険代表 : 八田委員、北村委員

事務局

伴副市長、市民環境部 保井部長、西野次長、
健康福祉部 圖司次長、すこやか支援課 中村係長
税務課 大西課長
保険年金課 岡崎課長、米倉課長補佐、市井係長

5. 欠席委員 中村委員、塩澤委員、北川委員、岡本委員、井原委員
6. 傍聴 0人
7. 会議次第
 - 1) 開会
 - 2) 市民憲章唱和
 - 3) あいさつ
 - 4) 諮問
 - 5) 報告
 - ・令和6年度特定健康診査および特定保健指導の結果について
 - 6) 議題
 - ・令和8年度国民健康保険税率(案)について
 - 7) その他
 - 8) 閉会

8. 会議の概要

(開会)

(市民憲章唱和)

(あいさつ)

会 長：あいさつ

副市長：あいさつ

(委員交代の報告)

(諮問書の伝達)

(報告)

○令和6年度特定健康診査および特定保健指導の結果について（資料1）

会 長：報告案件の「令和6年度特定健康診査および特定保健指導の結果」について事務局から説明をお願いする。

事務局：資料説明（資料1）

会 長：意見や質問はないか。

委 員：医療機関での保健指導の件数が減った理由と、6年度から評価方法が変わって、途中で脱落する人が多くなったというのは、どういう評価に変わったので、脱落者が多くなったのか、説明願いたい。

事務局：医療機関での保健指導は、令和5年度は79件であったのが、令和6年度は39件と大きく減少した。

理由としては、令和6年度から後期高齢の健康診査も対象が拡大となったことで、医療機関の方で保健指導まで手が回らないというような状況があったと聞いている。

評価方法は、これまではプロセス評価ということで、主に面談等をして、指導が終了するという形だったが、第4期の評価方法が変わってからは、アウトカム指標ということで、実際に食習慣や運動習慣の改善であるとか、体重や腹囲の減少なども評価に入った。また、プロセス評価も面談の回数や時間等も長くなり、途中で中断し、終了できなかった方が増える結果となり、令和5年度が7件だったものが、令和6年度では13件に増加している。

委員：実際に評価の結果、値が下がらないことには終了にならない形になったので、最後までやりきれなかったという理解で良いか。

事務局：実際の体重や腹囲の減少だけではなく、面談等でフォローもできているが、そこまでフォローがしきれなかったという部分があったのかと思う。

(議題)

(1) 令和8年度国民健康保険税率(案)について

会長：次第の6. 議題で、本協議会へ諮問いただいた議題の「令和8年度国民健康保険税率(案)」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明(資料2)

会長：質問や意見はないか。

委員：8千万円を使った方が税率を抑えられるということなので、8千万円使うということで良いと思う。ただ、医療費は年々上がっており、一方で収納率も段々低くなっている状況で、本当に破綻しないかと感じる。昨日、協会けんぽの保険料率が来年度1%下がって、安くなるということが新聞に載っていたが、国保の方も税率を上げるだけでなく、下げるという選択肢はないのか。財源をどこから取るかだが、色々取れるところがあると思うが、例えば一般会計からの繰入金は今よりも多くするという手段はどうか。

事務局：一般会計からの繰り入れは、国で、国保財政の健全化ということで、決められたルール分以上の一般会計からの繰り入れは、減らす方向性になっており、県内でも、一般会計からの法定外の繰り入れはしない方向で進めている。

国保の加入者が低所得者や、年金収入の高齢者が多いこともあり、今、給与とか人件費等が上がってきているが、そういったものが反映しにくい世代の加入者が多い状況であり、こちらも税率を下げられるのであれば下げたいが、その財源が見込めない状況となっている。

また、国からの財政支援も、毎年要望等を上げており、増やしてもらおうように訴えてはいるが、なかなか増やしていただけない状況で、来年度も引き上げをさせていただくしかないと思っている。

委員：財源の部分は非常に難しいと思うが、法令で決められた中でやっていけないといけないという部分も大きいと思う。

その前に、まずは予防というところへ持っていかないといけない。医療費を極力抑えるような取り組みを、より一層、行政の方でできる限りやっていただくのが一番大事だと思う。

会 長：まず、委員から8千万円を活用することについては、一応認めたいと思うという旨の発言があったかと思うが、皆さんこれに異論はないか。

(意見なし)

会 長：異議もないようなので、基金の活用については、事務局の原案どおり、「8千万円を活用する」という形で、次に進みたいと思う。

2番目に、子ども・子育て支援金分の税率について、事務局からは「県の標準保険料率を採用する」ということが提示されているが、これについて意見はあるか。

事務局：少し補足をする。県の標準保険料率については、9ページに記載の令和8年度標準保険料、点線囲みされているところが、今県から示された率という形になる。

一人当たり標準保険料額にすると、以前にこども家庭庁が算出していたのが、月額250円ぐらいということだったが、今、県が仮算定で試算したのが、大体年3,100円ぐらい、月額で258円ぐらいになる予定なので、最初にこども家庭庁が示したぐらいの額になるかと思う。

ただ、こちらも所得割、均等割、平等割という形で算出するので、所得の高い方についてはもっと額が大きくなり、少ない方については軽減等がかかる形ということになる。

(意見なし)

会 長：異議もないようなので、子ども・子育て支援金については「県の標準保険料率を採用する」案で良い、ということとさせていただきます。

それでは、今、議論のあった内容も踏まえて、令和8年度の国民健康保険税率について、事務局としては3つの案のうち、どの案でいきたいと考えておられるのか。

事務局：事務局としては、3つ試算を出して、低所得者層や多子世帯に負担が増えるということも懸念するところではあるが、令和9年度に大幅に引き上げになるという部分も懸念するところもあり、3つ目の、1つ目と2つ目の中間のパターンが最も良いと考えている。委員の皆様の意見として、やはり低所得者等に配慮すべきであるとか、そういった意見があれば、いただければと思う。

会 長：事務局としては、資料2の3つ目の案を考えているということだが、委員の皆様にもお尋ねする。この案について、どうお考えか。

前回の議論の中でも、なだらかに税率を上げていくのが適当という意見が多数を占めていたと思っているが、今、事務局で考えている案が、一番、なだらかに令和9年度まで税率を上げていくような案と理解したが、皆さんの意見はどうか。

委 員：3つ目の案が良いと思う。低所得者にとっても、急に令和9年度に上がると、逆に何故ということになるので、やはり中間をとって3つ目の案が良いと思った。

会 長：今、委員からも3つ目の案が良いという意見もあったので、本協議会としても、この案を基本として県の本算定の結果により事務局の方で数値を置き換え、次回の運営協議会で協議し、答申を出すという方向で進めていくということで良いか。

(意見なし)

会 長：皆さんの賛同を得られたので、そのように、次回進めさせていただきたいと思う。それでは次回の協議会においては、この案を基本とした案について答申を出すということで、事務局の方で事務を進めるよう、よろしくお願いする。

会 長：その他、全体とおしての意見、質問等あればお願いする。

(意見なし)

事務局：今後の予定について、机上に開催通知を置かせていただいているが、次回3回目の運営協議会を1月29日の木曜日に同じ時間で予定している。

会長代理：閉会あいさつ

上記は、令和7年12月25日開催の甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録正本である。

甲賀市国民健康保険運営協議会

会 長